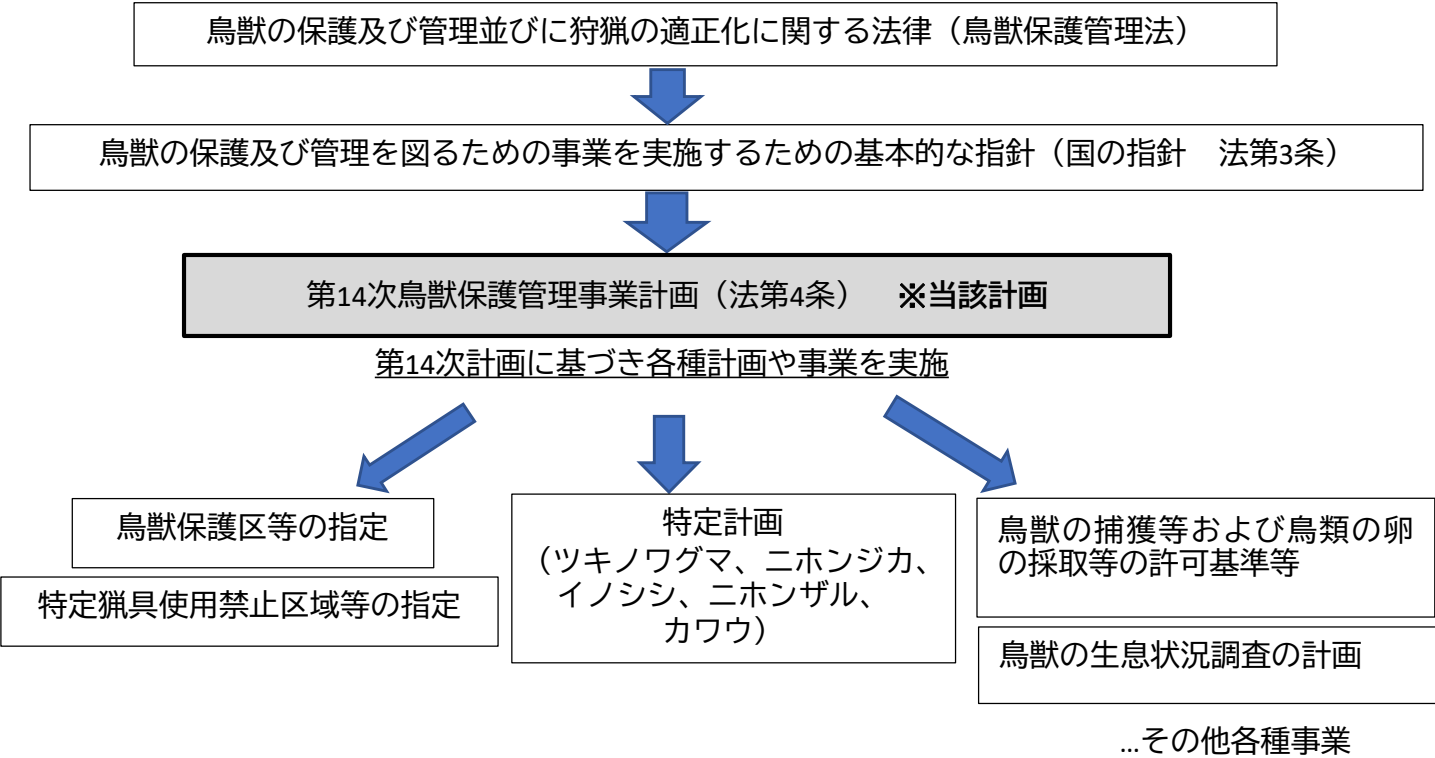


1 計画の概要

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、都道府県知事が各地域の状況に応じ、環境大臣の定める基本指針に即した鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な計画を定めるものとされている。
- 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならないとされている。
- 第13次鳥獣保護管理事業計画の期間が、令和9年3月31日をもって終了することに伴い、5年間の次期計画（第14次鳥獣保護管理事業計画）を策定する。



第14次鳥獣保護管理事業計画の策定について

2 スケジュール

時 期	概 要
令和8年6月	環境審議会（諮問）
7月	意見照会（素案検討 市町、事務所、関係団体等）
9月	環境審議会自然環境部会（素案）
10月	環境・農水・企業常任委員会（素案）
11月	環境審議会自然環境部会（答申案）および答申
12月	環境・農水・企業常任委員会（計画案）
12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
令和9年3月	環境・農水・企業常任委員会（県民政策コメント実施結果）
3月	計画の策定・公表

【参考】基本指針（環境省）策定までの動き

時 期	概 要
令和8年2月	中央環境審議会自然環境部会（諮問）
4月	中央環境審議会鳥獣保護管理小委員会（たたき台）
5月	中央環境審議会鳥獣保護管理小委員会（パブコメ案）
6月	パブリックコメント実施
7月	中央環境審議会鳥獣保護管理小委員会（答申案）
8月	中央環境審議会自然環境部会（報告、答申）
9月	告示

第14次鳥獣保護管理事業計画（素案）【概要版】

序章 はじめに
第一 計画の期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）
第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項
1 鳥獣保護区の指定 ・既指定 45区域 99,693ha（第14次計画末増減予定なし） 2 特別保護地区の指定 ・既指定 14区域 1,397ha（第14次計画末増減予定なし） 3 休猟区の指定 ・指定計画なし 4 鳥獣保護区の整備等
第三 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項
1 鳥獣の人工増殖 2 放鳥獣等
第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
1 許可基準の設定にあたっての共通事項 2 目的別の捕獲許可の基準 2-1 学術研究を目的とする場合 2-2 鳥獣の保護を目的とする場合 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合 2-4 その他特別の事由の場合 3 その他、鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 3-1 捕獲許可した者への指導 3-2 許可権限の市町長への委譲 3-3 鳥類の飼養登録 3-4 販売禁止鳥獣等 3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項
1 特定猟具使用禁止区域 ・既指定区域 銃猟 134区域 23,223ha、わな猟 1区域 10ha（第14次計画末増減予定なし） 2 特定猟具使用制限区域 ・指定計画なし 3 猟区 ・既設定 1区域 1,003ha（第14次計画末増減予定なし） 4 指定猟法禁止区域 ・1区域（旧法に基づく鉛散弾規制地域からの移行を進める）
第六 特定計画の作成に関する事項
1 計画作成の目的 2 対象鳥獣の単位 3 関係都道府県との連携に関する考え方 4 計画策定年度等 ・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウ 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 6 実施計画の作成に関する考え方

第七 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項
1 計画的な管理施策 (1)捕獲等 ・特定計画との整合を図ったうえで必要に応じ、山野において長期的視点に立った捕獲等に努める (2)生息環境管理 ・危険鳥獣が身を隠す場所をなくすなど利用しづらい環境の整備に努める ほか (3)被害防除対策 ・危険鳥獣の被害防除対策の普及啓発に努め、人の日常生活圏への出没を抑制する 2 適切な情報発信 ・危険鳥獣に関する正しい知識や必要な対策等について、適切に情報発信を行う ほか
第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 2 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査 3 新たな技術の研究開発・普及
第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
1 鳥獣の保護および管理を進める行政機関 2 鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材 (1)捕獲を担う人材 ・鳥獣保護管理事業の趣旨を理解し、捕獲経験や技術を有する人材 ほか (2)生息環境管理、被害防除対策を担う人材 ・現場での状況に応じた対策を企画立案し、その実行に努める人材 (3)関係者との調整等を担う人材 ・関係者間の合意形成や調整、事業全体の企画立案等の実施に努める人材 ほか 3 鳥獣巡視員 4 保護および管理の担い手の育成および配置 (1)人材の育成および配置、(2)研修計画、(3)狩猟者の数の確保と育成、 (4)中・長期的な視点に立った人材の育成・配置 ・持続可能な鳥獣保護管理事業の実施体制を県全域で確保するために必要な人材の育成・配置を市町と連携しながら進めるよう努める ほか (5)雇用管理上の措置 5 鳥獣保護管理センター機能の整備 6 取締り 7 必要な財源の確保
第十 その他
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 2 狩猟の適正管理 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応 4 感染症への対応 5 普及啓発